主 文 本件各控訴はいずれもこれを棄却する。 理 中

(一) 被告人A関係

一、 佐藤弁護人の論旨第一点について

所論は、「原裁判所は弁護人がA被告人のために申請した唯一人の証人Bを採用せず、その申請を却下したが、被告人のために有利な唯一人の証人Bを採用のは刑事被告人の憲法上の保障にも反し、憲法第三七条に違反する。」というのである。よつて按ずるに、刑事裁判における事実の取調は、ひとり犯罪事実の存否に関する点のみに限らず、ひろく刑の量定に影響を及ぼすと認められる一切の事ににいてもこれを行わなければならないのは明白であるから、それに必要な範囲にいては必ず証拠調をする必要のあることは論をまたないところであるが、には必ず証拠調をする必要のあることは論をまたないというべきであるが、既に法廷にあらわれた証拠により、叙上の事実に又はおいやしくも裁判所が、既に法廷にあらわれた証拠により、叙上の事実に又はおりにその心証を形成することができると認める以上、さらに進んで検察官又は被告人側の申請にかかる証拠までを取調べる必要はないというべきである。必要と認められる範囲に及ぶことを要し、かつそれを以て十分であると解するのを相当とする。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 花輪三次郎 判事 山本長次 判事 下関忠義)